

資料 2

「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」 の一部改正（案） 関係法令（抜粋）

○住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例

別表第一

十四 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）による母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務のうち規則で定めるもの

○住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則

別表第一

住基条例別表第一第十四号の規則で定める事務	母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十三条第一項（同法第三十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による貸付けを受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
-----------------------	--

○母子及び父子並びに寡婦福祉法

※母子及び寡婦福祉法の改正（平成 26 年 4 月 23 日公布）により、法律の名称が、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められた。

（母子福祉資金の貸付け）

第十三条 都道府県は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童に対し、配偶者のない女子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

- 一 事業を開始し、又は継続するのに必要な資金
- 二 配偶者のない女子が扶養している児童の修学に必要な資金
- 三 配偶者のない女子又はその者が扶養している児童が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者のない女子及びその者が扶養している児童の福祉のために必要な資金であつて政令で定めるもの

(父子福祉資金の貸付け)

第三十一条の六 都道府県は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童（配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものが同時に民法第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその二十歳以上である子その他これに準ずる者を含む。以下この項及び第三項において同じ。）に対し、配偶者のない男子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

- 一 事業を開始し、又は継続するのに必要な資金
- 二 配偶者のない男子が扶養している児童の修学に必要な資金
- 三 配偶者のない男子又はその者が扶養している児童が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者のない男子及びその者が扶養している児童の福祉のために必要な資金であつて政令で定めるもの

2～7 (略)

(寡婦福祉資金の貸付け)

第三十二条 第十三条第一項及び第三項の規定は、寡婦（配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが同時に民法第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合において、その二十歳以上である子その他これに準ずる者の福祉を増進するための資金の貸付けに関しては、当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものを含む。この項及び附則第七条第二項において同じ。）について準用する。この場合において、第十三条第一項中「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」及び「配偶者のない女子」とあるのは「寡婦」と、「扶養している児童」とあるのは「民法第八百七十七条の規定により扶養している二十歳以上である子その他これに準ずる者」と、同条第三項中「児童の」とあるのは「二十歳以上である子その他これに準ずる者の」と、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあり、及び「配偶者のない女子」とあるのは「寡婦」と、「児童（二十歳以上である者を含む。）」とあるのは「二十歳以上である子その他これに準ずる者」と読み替えるものとする。

2～6 (略)